

令和3年11月第3回臨時会会議録

令和3年豊郷町議会11月第3回臨時会は、令和3年11月30日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
教 育 次 長	馬 場 貞 子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	神 辺 功
書 記	田 中 宏 樹

5、提案された議案は次のとおり

議第61号 歌詰橋橋梁補修・補強工事請負契約の変更につき議決を求めることについて

議第62号 令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）

**河合議長** 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年11月第3回豊郷町議会臨時会を開会いたします。

(午前9時05分)

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、第3回臨時会は成立いたしました。本日の会議を開きます。

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他、議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、4番、村岸善一議員、5番、前田広幸議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

**議 員** 異議なし。

**河合議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、議第61号歌詰橋橋梁補修・補強工事請負契約の変更につき議決を求めるについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** 皆さん、改めまして、おはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日は全員協議会に引き続き、令和3年第3回豊郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして格別のご理解を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

本臨時会には、契約議決1件、補正予算案件1件を提案させていただきましたので、ただいまから提案説明をさせていただきます。

議第61号については、令和元年11月14日開催の臨時会において、契約

締結の議決をいただきました令和元年度工事第8号歌詰橋橋梁補修・補強工事につきまして、全員協議会の中で説明をさせていただきましたが、当初設計から工法等が大きく変更となったことに伴い、1億2,708万4,100円の増額となりました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第61号歌詰橋橋梁補修・補強工事請負契約の変更につき質疑をさせていただきます。

先ほどの全協でも問いましたけれども、とにかく工事の変更があるという図面は説明がありましたけど、その時々金額が示されてなかったことが、今回の混乱につながっていると思います。

その上でお聞きしたいんですけど、この期間に、この金額をはじき出されたそのことだけが表れてきまして、こういうことに至ったこと責任は、今日に至ってもどなたも取らないということが分かりました。本当に町民にとっては、この工事が安心・安全な橋を造ってほしいという、その願いに沿うためには、会計的にも本当に皆さんが納得できる経過でないと思目だと思うんです。

そこで聞きたいんですけども、とにかく場所打杭工などというのも1,624万とか仮設工2,883万円、共通仮設費1,590万というのが、大きな工事の変更の金額です。そして、また、現場管理費として2,360万とか一般管理費として1,080万とか、こういう金額も、こういうのは設計施工管理をなさった事務所とかが、頂かれる金額になると思うんですけども、そういうところに全く瑕疵責任を問わずに、こういう金額は、建設会社またセンターなどが出されたこの総額で1億2,708万4,100円の増額になったわけなんですよね。どなたも痛みを感じずに税金がここに投入されます。補助金を頂いたから、それで万歳というものじゃないと思うんです。国からの補助金もやっぱり国民の税金です。だから、本当にこういう、そして、課長からは申し訳なかったという言葉で済まそうという思いの発言がありました。ごめんなさいで済むんだったら、本当にこういう大きな公共工事が、こういう形で進められたら、国民、町民はたまったもんじゃないと思うんです。だから、責任の部署、これはやっ

ぱりはっきりさせたいので、それなりの責任を取っていただくという形は、本当に今も考えておられないのでしょうか。そのことをお願いします。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

全員協議会の中でもご説明をさせていただきましたけれども、当初設計から大きく変更になったということで、歌詰橋の安心・安全のために設計も変更をしてまいりました。また、その設計から積算、施工に伴いましてミスはなかったと思っております。ですので、瑕疵等はなかったと考えております。

積算の時点で計算が遅れまして、皆様方にお伝えするのが遅れてきた。こちらについては大変申し訳なく思っております。また、仮設費等の増額につきましては、公共建築工事共通積算基準の中で計算して出されておりますので、適正な価格かと思っております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 議長。

河合議長 はい、高橋さん。

高橋議員 それでは、この案件が浮上したときに、町長が本当に自分も寝耳に水であつて、本当にびっくりしたということをおっしゃっていました。そういう点では、町の責任者として県のセンター等にやっぱり責任を問う、そして、応分の負担を求めるなどのことも言える立場ではないのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 町として責任を問うのかということでございますが。

確かに、私も盆過ぎに増額になる、そして、確か9月3日に1億5,000万ほどという話を聞きました。びっくりしたところでございました。それで、第2期の工事の取り下げをさせていただいて、そして、その間、今日までいろいろ県なり技術センター等、どこに問題があったのかということで、大変、技術センターが来たときには激怒しました。自分ながら生まれて初めてぐらいでございました。

しかし、これを振り返ってみますと、工事にかかって変更があった。要するに、いろいろ専門家に聞いておりますと、だいたい川の中と土の中は分からないというのが相場らしいです。

そこで変更になって安心・安全な橋梁をするのはどうなのかということで、それで最善の方法でありました。そして、これが予算範囲内でいけるだろうということで我々は聞き及んでおりましたので、それで、住民の皆さん方にもきちっと伝えてきた。高橋議員もご存じのことと思います。

技術センターの方もちょっと積算をしてきたときに、8月の上旬ぐらいに増加になるかもということで気づいたと、第3回目でしたかな、全員協議会で言われていました。それで、我々に来たのは、先ほど言いましたように盆過ぎですから、そこで、工事・工法に誤りがあるなら瑕疵があると。これは責任問題になってくると思います。工事・工法に誤りがないということは、どこにも責任はない。ただ、報告が遅れたという責任はあります。

しかし、そのことで損害賠償が問えるのか。一応、弁護士等にも相談は、当初はしておりましたがなかなか取り合ってもらえなかった。工事に瑕疵があるのかとなると、工事には瑕疵がないということ。

そういう状況の中で、激怒したようにしっかりと技術センターには、あんたらの職務だろうと。積算するのが遅れたと、忙しくて遅れると。そして、その範囲内でいけるということでしたから、それに対して問うことはなかなか難しかったというのでございますので、その点、ご理解をよろしくお願いします。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、再々質疑をさせていただきます。

結局、センターの方々に対して責任は問うことはできないんだということだったんですけれども、しかし、単純に考えますと、工事をやります、予算がついて、そして工事契約金額がちゃんとあって、それが想定外ということで、このような形で始末をされていくというのは、本当に、そして、事後報告的な議会への説明というのは、あってはならないことだと思います。町長もそのように一生懸命頑張ったんだと、そのようにおしゃってますけれども、町民的には、そんなことが通るんかいなというのが通念だと思うんです。

そして、最後にお尋ねしますけれども、この現場管理費とか一般管理費等は見積りをなされたのはどなたなのか。そして、この金額は、業者の方々にとってはちょっとは痛みがあったのか。丸々業者の要求どおりがこの金額として表れているか教えてください。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再々質疑にお答えをいたします。

想定外の工事ということで、報告が遅れてもよかったのかということですが、今後、第2期工事も施工していかなければなりませんので、今後は皆様方には早くお伝えしていきたいというふうな体制を取っていきたいなというふうに思っております。

現場管理費等につきましては、先ほども申し上げたとおり基準がございますので、その比率に伴って計算をしておりますので、特にそこから何やというわけではありません。その比率に基づいて額は出しております。

以上です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第61号歌詰橋橋梁補修・補強工事請負契約の変更議決について、3点質疑を行います。

1点目。丸橋建設株式会社が、この施工業者として落札して請負業者になりましたが、工事のはじめに県の技術センターの依頼で、試掘をしてこの橋梁の各台座が想定設計の場所になく、6メートル90センチ下で見つかったのは、工事契約議決は問えたのが11月4日でしたね。だから、いつだったのか。正確な、何月何日に当初設計と違っていたのか。分かったのは、その日付を説明してください。

そのことについて、町はこのことを設計に合った既得分の台座ですが、設計どおりでなかったということ、施工業者から、丸橋建設からいつ報告を受けたのか。その日付も、正確な日付を説明してください。

次、2点目。この試掘でなかったということを受けて、その後、ボーリングを2か所したのは、また何月何日にやったんでしょうか。日付を説明してください。

3点目。令和元年に、この新工法が決まった時点、ですから、検査の話では、その試掘、ボーリング直後にこの設計はよくないと、現況に合っていないということで、直ちに新工法を決めたということ、これまでの説明に来たときに説明しておられましたが、その新工法が決まったのは、あの人たちの言うことでは、令和元年10月だったかなとか言っておられましたが、契約してから工事が始まったとしたら11月の初旬にしても、この新工法は説明の中で縷々言われてたけど、要は、川の下の方台座の部分ですよ。あそこの想定より場所が低くて、なおかつケーソン工法だったということが、ボーリングの結果、

明らかになったわけじゃないですか。

そうすると、明らかに当初の設計では全くできないということが、すぐ分かったわけですね。それで、技術センターは新工法を、耐震補強を施したケーソン工法ですね、あれね。それを、新工法をつくった、すぐにつくりましたという説明ですが、なぜそのときに、当初、本当にしょっぱなでもう分かったわけじゃないですか。そこで、積算をなぜ町は依頼しなかったんですか。変更積算を。それは、理由は何なんですか。その理由を説明してください。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

ボーリング調査によって、現場よりも約7メートル下でというのは、令和元年の12月24日にボーリング調査をして。

今村議員 その前に試掘。試掘で台座が想定した場所になかったのは、いつやったのか。

地域整備課長 試掘で確認をさせてもらったのは、もう工事が始まってすぐです。

今村議員 だから、日付よ。何月何日ですか。

河合議長 答弁してください。

地域整備課長 12月20日の試掘時に、護岸ブロックに橋脚があることとか、そういうのが分かっております。24日にボーリング調査で、7メートル下にフーチングがなかったということで確認をしております。

その後、設計の方をさせていただいて、令和2年3月3日に掘削したときに、杭基礎ではなくケーソン基礎であったということが判明をしております。

積算について、何でそのときにしなかったのかという問いでございますが、その当時は、掘削をして橋脚がもう表に出ている状態で危険な状態でありました。急いで設計の方をしていただいております。耐震補強をするには、どういふふうな工法がよいかということで、カンコーの方には、設計の方をしていただいております。

確かにそのときに、積算の方を、幾らぐらいかかるかというふうなことをすればよかったのではないと、今思えば、思っておりますが、そのときは、もうそれではなく、もうすぐに耐震補強をして安心・安全のために工事を進めていかなければならないという思いでいっぱいでしたので、そのようになってしまいました。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。



今村議員 はい。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 課長の今の説明でいくと、ケーソン工法だというのが分かって、新工法の設計を考えて、変更設計をつくったのが、令和2年に入ってからということですよ。今の説明でいくと。そのときに橋脚部分が出ているから早めに耐震補強もしていかなあかんということで、そっちを優先させたというお話に聞けましたけれども、私もこの間、ちょっとそういう軟弱地盤の工法というのはどういうものなんだろうということで、いろいろ調べさせてもらったんですが、その技術センターの説明で、このケーソン工法はやはり軟弱地盤が多いときなどは、台座、それだけでは持ちこたえられないと。上部の部分の柱の荷重がかかりますからね、いろいろね。だから、そういうときには、それにケーソン工法も入れて杭を打つと。今回、その高い重機を使って、4か所、杭を打ったわけじゃないですか。上からパンパンと押し込んでね。

それをするという事は、技術センターの人は工法的には、犬上川の工事でもそういうのが多かったと。要は宇曾川でも、昔の町の職員さんは、あそこは伏流水が多いから下が深く基礎を造らないと橋が危ないんやとおっしゃっていましたよ。ですから、そういうことは県だってもう重々承知なんですよ。

それをなぜ、その想定範囲でやってきて、それもまた町が承認して、一緒にそういう形にしたのか。そのことは、最初のどしよっぱつに始動ミスがあるんですね。町と、また一緒にやっている県の技術センターと。そのことをなぜそのときに、やはり設計図がなかったと。42年の橋は造られたけど、造られたときに設計図面がなかったと。だから、それが無い中で、どういうふうに設計しましょうかという相談をあなたは行ったんですね、きっと、県に対しても。県も探したけどなかったと言わはったわけですね。

でも、そうであればあるほど、公共工事ですから、その設計を慎重にやらなくてはいけないという発想は、町側にも技術センター側にもなかったんですか。事前に、そういう調査をするとか。そんな話し合いすら全くなかったんですか。それを教えてください。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の再質疑にお答えをいたします。

当時の設計したときには、設計図書がなかったということで、その点で、杭基礎がもともとなっているだろうという想定元でされているというふうに、私は伺っております。軟弱地盤だったということで、掘って行ってケーソン基

礎というのが分かった時点で、設計は変えてきたというようなことになっております。

その当時、基礎が分かりませんので、河川工事につきましては、実際に何が  
あるか掘ってみないと分からない点もありますし、今回につきましては、想定  
と違っていたというふうになっております。

当初、県等に確認して、図面がないということで、何遍も申し上げておりま  
すが、想定で設計はしてきたというふう聞いております。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の再質疑にお答えします。

令和元年の設計時のときは、図面がないということでしたので、一般的に橋  
梁の長さ、大きさ、幅員の橋梁の基礎というのは、たいがい杭基礎で、ケー  
ソン基礎というのがかなり珍しい基礎でしたので、その一般的な基礎で工事を  
進めていこうというお話でした。

先ほども、前もって、それが設計段階でケーソン基礎かどうか分からないの  
かという話もありましたが、それもカンコーさんに聞きましたところ、海とか  
のそういう大きな工事のときに、事前にどういう橋やったのかというのを調べ  
る機械があるそうなんですけども、その機械、レーザーとかいろいろ当てて掘  
削していくんですけども、それをやると、数億かかるということがございました  
ので、順番に掘って行って基礎の形状を確かめるのが一般的な工法だという  
ことでしたので、そのようにさせてもらったということでございます。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 今、岡村課長と総務課長の話を聞くと、やはりやりながら変更があったらや  
っていったらいいということで合意したということですよ、それはね。今の  
話からいけばね。技術センターと。

それを、本来、私は、それはやっぱり、例えば、岡村さんのポケットマネー  
でやる工事やったらそれで済むかもしれないけど、全て公金を使う公共工事で、  
そういうずさんな設計を事前に、そういう想定でやっていきましょうというの  
は、よほどやっぱり問題があったときの責任を負わなきゃいけないという自覚  
があったら、そういうことはまずはないと思います。思いますけど、双方で、  
これでいったらいいんじゃないかなということで決めたという時点で、私は非

常に重大な誤りを犯していると思いました。

先ほど言ったケーソン工法というのは、確かに、港湾なんか、辺野古なんかはその典型的な例じゃないですか。100メートルぐらい軟弱地盤でマヨネーズ状になっているとか。ああいうところはいっぱいケーソンを打たないとあかんのですよ。今、広域のごみ処分場も同じようなケースやけど。

でも、さっきもおっしゃったように、上は見えているけど下方台座部分というのは見えないからこそ、すごくそこら辺は慎重な対応が必要だったと思いますが、それに対して町長は、それでいこうと決裁が上がってきたときに、どういう判断をされたんですか。説明してください。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の再々質疑にお答えします。

これは議会で度々申し上げてきましたように、この変更になったときに、それで予算の方はどうなんやという話はしました。そしたら、現行の範囲内でいけますということの答えを技術センターの方からいただいて、これは議会でも皆さん方に、この範囲内でいけますということで報告させていただいたと。それが、先ほど、高橋議員の質疑の中でも申しましたように8月の始めに、何か向こうがおかしいなということで、それで、8月の盆過ぎにこういう形になったと。我々もどうもないのかと言ったら、散々それでいけますということで、それを信用していました。

なぜ、それやったら技術センターに頼んだのかということですがけれども、やはり橋梁の工事には、やはり技術的なことが必要やということで、なかなか町の職員だけでは対応できないということで、それで、技術センターの方をお願いして、施工管理から積算をお願いしたものであります。

以上でございます。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。今村さん。

**今村議員** 議第61号歌詰橋橋梁補修・補強工事請負契約の変更につき議決を求めることについてに対する反対討論を行います。

まず、この工事は令和元年10月における工事入札で、丸橋建設株式会社が落札し、町と同年11月に契約、議決も整い始まった工事です。この工事を進めるに当たっては、町は先に滋賀県建設技術センターと設計施工管理委託契約を交わし、工事設計施工管理工事積算を委託する中で、設計業務や施工工事の発注をしています。

そこで、このような工事費大型増額になった原因は、1点目、当初のずさんな工事設計で工事発注をしたこと。平成30年7月の歌詰橋橋梁補修・補強及び歩道橋設置及び道路改良詳細設計業務委託入札にある概要には、下部工の橋台は略式形式橋台（推定）とあります。これは、町説明によると、昭和42年当時に作られた歌詰橋の設計図面がなかったので、県に相談し想定内で設計し、積算もしたものであるということです。

しかし、宇曾川は軟弱地盤と分かっていたのであるから、まずやるべきことは設計をする前に、橋脚基礎部分の台座、フーチングのボーリング調査をして、地盤の状態や台座の確認、基礎工法、実態はケーソン工法でしたが、その確認をすべきで、工事請負が終わって試掘をして、台座が想定より低かったというのは、明らかに町と県による始動ミスです。そして、変更設計を2回行い、工期も長引かせ、今回の増額分1億2,708万4,100円は、町民全体に多額の損害を与えたという点で、町と県技術センターの責任は重大です。

2点目。町と県技術センターは、瑕疵責任はないと明言したことで、町長は9月6日の全員協議会で1億5,000万円の増額になると、技術センターから報告を受けたと説明があり、その後、技術センターの技官や理事の説明もありましたが、結果的に双方とも責任回避の言動に終始しました。

3点目。この工事は大型公共工事として、国庫補助金また町費起債をしての事業であり、地方自治法、地方財政法、地方公務員法また補助金の適正化に関する法律などから鑑み、適法な公金支出とはいえない。本来なら、明らかに違法・不当な公金支出については、瑕疵負担は発生すると考えられます。

以上の理由で、今回の契約変更議決については反対といたします。

**河合議長** 次に、本案に対する賛成討論を許します。

**日比野議員** 1番、日比野。

**河合議長** 日比野議員。

**日比野議員** これの議第61号ということで、詳細は省きますけども、これの賛成討論を申し上げます。

当初、予算的には、最初1億5,000万、結果的には1億2,700万ということをごさいましたけども、当然、工事をすれば基礎の状態が異なって、その時点でやはり橋の強度及び安全性を保つために図られた工事であり、その工事そのもの時点では問題ないと思います。

ただ、問題は当然、手法が変わって費用がアップしたときに、その時点でアップしたことを公にせず現在に至ったことが問題であり、そこに瑕疵ではなく過失があると。この過失について、いろいろ言ってもなかなか表面的には出てきません。また、結果的には1億5,000万の最初の見積りに対して、実質1億2,700万ということになりましたけども、これに対しては、国の補助金約7,000万、これは当然、税金は分かれますけども、実質1億5,000万のうち約1億円がマイナスとなって、その5,000万のアップ分を愛荘町との折半で、当町としましては、2,700万の町負担となったわけですけども、これにつきましても、当然、県とか町のいろいろな陳情によりまして、国の新たな補助金が認可されたと、そういうことを言いまして、これはやっぱり三方これよしで、私は賛成討論といたします。

議員諸君の賛同を求めます。

河合議長

ほかに討論はありませんか。

議員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第61号歌詰橋橋梁補修・補強工事請負契約の変更につき議決を求めるについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員

(起立、多数)

河合議長

賛成多数であります。よって、議第61号は原案どおり可決されました。

日程第4、議第62号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

議長。

河合議長

町長。

伊藤町長

議第62号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ737万円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億4,242万5,000円とするものであります。

歳入では、繰入金737万円を増額し、歳出では、民生費111万6,000

円、教育費 6 2 5 万 4, 0 0 0 円を増額するものであります。

この後、担当課長から補足説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

総務課長 議長。

伊藤町長 山田総務課長。

総務課長 それでは、私から補足説明をさせていただきます。

まず、6 ページ歳入ですけれども、款 1 8 繰入金、項 1 基金繰入金、目 4 公共施設等総合管理基金繰入金 7 3 7 万円を出しまして、次に 7 ページ、3 歳出、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 3 愛里保育園施設費 1 1 1 万 6, 0 0 0 円、款 1 0 教育費、項 2 小学校費、目 3 日栄小学校管理費 6 2 5 万 4, 0 0 0 円、これ 2 つとも 1 2 の委託料でそれぞれ設計委託となっております。日栄小学校、愛里保育園の空調設備が老朽化のため修理を全面的に必要ということですので、まずは設計費を挙げたということでございます。

それと、3 ページ、第 2 表、債務負担行為の補正でございます。①の追加で、先人を偲ぶ館の指定管理業務、豊郷スポーツ公園施設の指定管理業務を令和 4 年から 8 年度までの 5 年間、債務負担行為を挙げるとともに、②の廃止で歌詰橋補強修繕工事の債務負担 1 億 5, 0 0 0 万を廃止とするものでございます。

以上です。

河合議長 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第 6 2 号について質疑をさせていただきます。

7 ページの歳出の件ですけれども、目 3 の愛里保育園施設費、そして、教育費の日栄小学校管理、空調設備ということをお聞きしたんですけれども、これは、いつ行って、いつ終わるのか。やっぱり学校の休みの間かなと勝手に思っているけれども、その期間というのは、いつからいつにかけてやられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、西澤議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

この設計委託がいつ行われて、いつ終わるかということだと思っておりますけれども、この臨時議会で議決いただきました後、1 2 月もしくは 1 月に日栄のさと空調設計に係る入札を行いまして、業者を決定します。その後に、業者とどのようなものをすれば効率的にできるかというようなことを考えた後に、工事

に係る予定をしております。ですので、工期は夏休みを予定しております。

以上です。

河合議長 西澤博一議員、再質疑ありますか。

西澤博一議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）のうち、7ページの先ほど、西澤議員も質疑されましたけれども、愛里保育園また日栄小学校管理費についてお伺いします。

どのような経緯でこの予算計上に至ったのかというのが、まず第1点です。どの程度、傷んでいるのかということも含めてお願いします。

そして、同じような年代に2年後が豊郷小学校も同じように経っていますので、その辺は、そういう現象は起きているのか。ほかの施設もどのような感じなのかを含めて、教育委員会が管理されているところを。こういう事業が今後、どんな流れでいつごろやっていくのか。この一番に愛里保育園、日栄小学校が挙げたのは、特に理由があるのか教えてください。

それから、先ほど、12月から1月にかけて入札と説明がありましたけれども、こういう事業というのは、何社ぐらいを、今までの経験でいいです、この委託料というのは、入札ですけれども、この界限に何社ぐらいが該当先として想定されるのかということと、それから、夏休みにとのことですから、今、私たちは、この冬は大丈夫なんでしょうか。このことも教えてください。

そして、豊郷小学校の旧校舎群とか役場庁舎が空調設備、不調があったときに、本当に大変な思いをされたのは、皆さん、実感されていると思うんです。だから、子どもたちに本当に影響のないように、もし早めにできるんだったら、そういうことも考えないと、本当に猛暑が続いていますので、そのような配慮も必要かと思えます。

以上、説明してください。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回、補正予算に計上させていただきました経緯といたしましては、令和元年のことなんですけれども、日栄のさとの空調機器メーカー、ダイキンさんなんですけれども、そちらの方から今後、触媒ガスの生産及び修理に伴う部品製造

の中止の連絡がありました。しかし、そのときは、まだエアコンの状態も悪くなく、そのまま稼働していました。

しかし、今年の夏なんですけれども、日栄のさとの給食室の空調が効かないということ、また保育園のあるクラスの空調が効きづらいというような連絡が入りました。そのときには、応急的に触媒ガスを入れたりしたんですけれども、やっぱりすぐ効かなくなっていましたので、現在は、スポットクーラーを給食室の方に入れてまして対応をしているというのが経過でございます。

あと、ほかの施設についてはどうかということなんですけれども、現在、豊郷小学校の方は三菱のエアコンが入っているんですけども、そちらの方は順調に動いているという状況です。

今後の修繕の予定といたしまして、ほかの施設も含めてなんですけれども、今、日栄のさとの方を設計委託いたしまして、来年度に工事、次に中学校なんですけれども、中学校の冷房設備が昭和54年になっているんですけども、そちらの方は、今年度に耐力度調査をするんですけども、その結果を踏まえて検討をしていこうと思っております。

あと、冬場の対応なんですけれども、現在は万が一冬場に日栄のさとの他の例えば教室棟とかのエアコン等が万一、給食室のように効かなくなった場合は、ストーブ等で対応していかなければいけないかなというようには考えております。

以上でございます。

高橋議員 委託先は何社ぐらいを想定していらっしゃるか。

教育次長 それは、今後考えていきたいと思っております。現在は、まだそこまでは考えておりません。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 8ページの債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての支出予定額が書かれているんですが、この先人を偲ぶ館指定管理業務また豊郷スポーツ公園施設指定管理業務、また令和4年度から8年までの5か年、指定管理の期間を委託業務したいという形の財源が書かれているんですが、ここで一般財源の部分ですけども、業務委託ということですから、運営していただくということなんですけども、ここに挙げられました先人の館の方は687万5,000円、また豊



郷スポーツ公園施設業務のほうは8,316万5,000円、この2つの支出予定額の中で人件費は、人数等どのぐらい見込んでいるのか。それをちょっと、町として決まっている金額を説明してください。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

先人を偲ぶ館の指定管理業務の687万5,000円のうちの人件費ということですので、これにつきましては、週3日間開館で1名来ていただくということで計算をしております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

スポーツ公園の方の人件費、人数につきましては、4名を考えております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 私がお聞きしたのは、人数と予算想定、人件費想定はどれぐらいにしていますかということをお聞きしたけど、担当課の方から両方とも想定の前定は、返事はなかったんですが、なぜ聞いたのかと言いますと、この指定管理者業務というのは、いろいろな間の管理上のいろんな、日常の光熱費やいろんなのがかかるのは分かっているんですが、そこに業務を委託した中でどういう人が、その業務を担ってくれるのかという人たちの人件費が、この間、長らく指定管理者になっておりますが、どういうふうに雇用形態で給与もどうなっているのか、パートなのか、正規職員として雇いあげしているのか。

そうなりますと、いろんな経費がかかりますからね。そういうのも、当然、町としては、算出しているはずなんです。だから、それは職員が変われば、人件費の金額も変わるのがありますよ。でも、最低限この業務でこれだけの人を雇いあげしたら、このぐらいは最低法もありますから、いろいろな最低の金額もありますし、正規職員で働けばそれなりの福利厚生がありますし、そういうのを計算しているはずなんやわ。だから、そういうことを含めて、私は説明して、やっぱり指定管理者って丸投げじゃないからね。そういうのを、施設修繕なんかは町が全部やっているやから、そういう運営に係る委託業務やから

ね。町職員が行かないだけのことで。町の職員が前はやっていたから、それでスポーツセンターも給料でやってはる、いろんな手当がありましたよね。

だから、そういうことを含めて、先人の館がどういう雇用形態で、またスポーツ公園の方は4名さんの雇用形態はどういう形で、ここスポーツ公園、両方ともほんまにNPO団体やから、そういう面では非常にいろんな努力もしてはるんやろうと思いますが、そういうことを町としてどういう算定でやっているのかを聞きたいんです。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

先人を偲ぶ館人件費に関してですけれども、年間で約80万円程度の人件費を見込んでおります。雇用については、特に、こちらの方からは指定はしておりませんけれども、現在の実態を見ておりますと、パートタイムというか、そういう形で雇用をされておられるというふうに見ております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

スポーツ公園につきましては、正規職員さん3名とパート職員さん1名で火曜日から日曜日まで、月曜日は休みということで運営をしていただいております。

年間の人件費につきましては、800万弱だと思われま。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 他にありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第62号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長

全員賛成であります。よって、議第62号は原案どおり可決されました。

これをもちまして、本臨時会に提出されました全議案を議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて、令和3年11月第3回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時04分 閉会)